

接客娯楽業の労働災害防止対策講習会を開催

～ より一層の労働災害の減少を図るため～

那覇労働基準監督署（署長 與那嶺茂良）では、平成25年12月11日に管内の接客娯楽業を対象とした安全講習会を開催しました。

平成25年11月末時点での管内における接客娯楽業の死傷者数（休業4日以上）は48人（管内）と昨年同時期（41人）に比べ増加傾向にあり、接客娯楽業における労働災害防止対策の徹底が求められています。

接客娯楽業の労働災害を事故の型で見ますと、墜落・転落災害及び切れ・こすれによる災害が多く発生しており、これらに対する対策の強化が必要となっています。

このような労働災害の一層の減少と法令の周知を図るため、安全講習会においては労働災害の発生状況のほか、墜落・転落災害等の発生防止に有効な手法である4S活動について説明を行いました。

4Sとは、

安全で、健康な職場づくり、そして生産性の向上をめざす活動で、整理 (Seiri)、整頓 (Seiton)、清掃 (Seiso)、清潔 (Seiketsu)を行う事をいいます。

詳しくは、http://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo61_1.html



安全講習会の風景